

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウズベキスタン	国立児童図書館視聴覚機材整備計画の 計画のための贈与に関する日本 国政府とウズベキスタン共和国 政府との間の交換公文	国立児童図書館視聴覚機材整備計画を実施するた めに必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	28,600 千円 H19. 2.13 まで	H18. 2.14 タシケン トで (同日)	日本側 楠本祐一在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 ルスタ ム・ソビロヴァイッチ・カ シモフ副首相兼中高等専 門教育大臣	H18. 3. 1 112号
ウズベキスタン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とウズベキ スタン共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生（平成十六年度以前に来日したもの）に日本国 内の高等教育機関において学術的な機会を与えるた めに必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	26,000 千円 H19. 3.31 まで	H18. 7.21 タシケン トで (同日)	日本側 楠本祐一在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 ルスタ ム・ソビロヴァイッチ・カ シモフ副首相兼中高等専 門教育大臣	H18. 8. 2 460号
ウズベキスタン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とウズベキ スタン共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生（平成十九年度に來日するもの）に日本国内の 高等教育機関において学術的な機会を与えるために 必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	309,000 千円 (H18年度 36,000 千円) H19. 3.31 まで (H19年度 136,000 千円) H20. 3.31 まで (H20年度 77,000 千円) H21. 3.31 まで (H21年度 60,000 千円) H22. 3.31 まで	H18. 8.29 タシケン トで (同日)	日本側 楠本祐一在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 ルスタ ム・ソビロヴァイッチ・カ シモフ副首相兼中高等専 門教育大臣	H18. 9.12 539号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。